令和6年度社会福祉施設経営法人連絡会の質問・意見(追加分)

鳥取県社会福祉協議会

	質問・意見	回答
	(保育関係)	子育て支援員等を一定の要件のもと保育士等とみなすことができる特例(以
	以前、保育士の補助として「保育支援員」制度を設けて、特に、朝	下「みなし保育士特例制度」という。) については、現在、令和7年3月末ま
	夕の人手が不足しがちな時間帯に、配置できるように県が養成してき	でを適用期限としているところですが、市町村や保育施設からは現場の保育
	た経過があります。子どもの数は減少している一方、保育ニーズは高	士不足への対応として制度の継続を望む声も多く、令和6年6月議会におい
	止まりしている状況から、現在も、保育士の不足は続いています。こ	て、適用期限を令和 12 年 3 月末まで(5 年間)延長する条例改正案を提出
1	の度の法人連絡会においては、この点が触れられていませんが、保育	する予定です。みなし保育士特例制度については、保育の質を確保するため、
	士不足に有効な保育支援員制度について、県は、どのように考えてい	本県独自の取組として配置される方に必要な研修の受講を義務付けている
	るのか伺います。	ほか、子育て支援員のほか資格を持たない職員が保育士資格取得を目指すこ
		とができるよう、引き続き資格取得支援事業(養成施設受講料、代替職員雇
		上げ費、試験受験のための学習費用補助)を実施し、その周知を図っていき
		ます。

(第三者評価関係)

令和3年4月に『鳥取県保育者キャリアガイドライン』が策定され、事業者としては職員評価の狙いとして活用しているところです。現在実施されている福祉の第三者評価内容は法人理念の一丁目一番地を標榜するため画一的、マンネリ化の感が否めず、その利用者が少ないことの原因と感じています。現状にあった第三者評価の内容をキャリアガイドと連携した鳥取県版として策定されるよう検討をお願いしたい。また、第三者評価について、その意義は一定程度認めるものの、法人にとっては、受審の負担は、時間的にも、経費的にも少なくありません。このような中にあって、県が進める「第三者評価の推進に関する事業」では、施設別のガイドラインが改正されて今日に至っていますが、指導監査実施要綱においては、平成29年の改正以来、受審に係るインセンティブの見直しが行われていません。法人側に受審を強く促すような更なる見直しが必要ではないでしょうか。

ご意見、ご提案をいただき、ありがとうございます。

まず、第三者評価の内容をキャリアガイドラインと連携した鳥取県版として 策定することについてご提案をいただきました。

福祉サービス第三者評価の制度は創設から 20 年が経過し、さまざまな課題が顕在化しており、現在、国において課題の整理、改善に向けた検討が進められているところです。

現時点で、福祉サービスの第三者評価基準を鳥取県版として独自に策定する 予定はございませんが、こうした国の動きを注視していくとともに、県とし ても当該見直しに参画する機会があれば、皆さまからいただいた具体的な御 意見を国に届けるなど当該検討に協力して参ります。

次に、法人側に受審を強く促すようなさらなるインセンティブの見直しが必要ではないか、とのご意見もいただきました。

新たなインセンティブの必要性自体は御意見のとおりと考えますが、この点についても先述のとおり国において改善に向けた検討が進められておりますので、まずはその動きを注視して参りたいと考えています。

なお、法定受託事務である社会福祉法人指導監査は、厚生労働省から示される「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、福祉サービス第三者評価の受審状況など確認しながら一般監査の実施周期等を定めていることから、結果として御意見のとおり受審のインセンティブにもなりうる可能性もありますが、当該周期の定めの本来の目的は指導監査の重点化であることから、御意見のようにインセンティブに着目した実施要綱の見直しは考えておりませんので、この点ご理解くださいますようお願いいたします。